

若者文化振興事業費補助金に係る審査要領

第1 趣旨

若者文化振興事業費補助金交付要領第4の規定に基づき、若者文化振興事業費補助金を選定するにあたり、公正かつ適正な審査を実施するため、以下のとおり若者文化振興事業費補助金に係る審査要領を定める。

第2 選定

若者文化振興事業費補助金の選定は、イベントを開催しようとする開催市町村を管轄する広域振興局長が行う。

- 2 同一の補助事業者が、複数の市町村にてイベントを開催しようとする場合は、若者文化振興事業費補助金の選定は、補助事業者の主たる活動拠点がある市町村を所管する広域振興局長が行う。

第3 審査対象者

審査対象者は、若者文化振興事業費補助金交付要綱第3第2項の条件を満たす団体のうち、県が指定する期日までに、指定した様式、方法で交付申請を行った団体とする。

第4 審査方法

審査は、次の各号に定める手順に基づき、応募書類一式の内容を総合的に判断して選定する。

- (1) 広域振興局は、応募書類に基づき、「若者文化振興事業費補助金交付申請に係る審査調書」により、個別の審査項目ごとに審査を行い、補助対象要件については適否を記入し、補助対象要件を満たす事業については、評価項目の評点を記入する。
- (2) 4(1)の評点の合計点に基づき、順位をつけるものとする。
- (3) 参加者が1者のみであった場合にも、本業務を実施するにふさわしいか否かを判断するため、応募書類に基づく審査を実施するものとする。
- (4) 原則として、補助事業として採択する事業は、評点が満点の6割以上の事業とする。

第5 審査項目

- (1) 補助対象要件

若者文化振興事業費補助金交付要綱に掲げる目的及び要件に合致した事業であるか

- (2) 評価項目

- ア 若者ならではの独創性や先進性がある事業であるか
- イ 文化芸術を担う若者の人材育成につながる内容になっているか
- ウ 他の団体と連携するなど、事業に広がりがあるか
- エ 新型コロナウイルス感染症の影響下でも実施できる内容になっているか
- オ 業務を円滑に進行し、遂行できる見込みはあるか

附則

この要領は、令和2年6月8日から施行する。

附則

この要領は、令和3年5月31日から施行する。